

平成 30 年 4 月 6 日

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」  
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」（以下「各コース」といいます。）につきまして、下記の通り、平成 30 年 5 月 30 日付で投資信託約款の変更の手続きを行うことを予定しておりますのでお知らせいたします。

なお、法令に基づき、各コース毎に平成 30 年 4 月 9 日時点の受益者（平成 30 年 4 月 6 日以降の取得申込および平成 30 年 4 月 5 日以前の解約申込は対象外となります。）を対象として書面決議の手続きを行います。ただし、「ユーロコース」および「円コース」は、対象となる変更事項がありませんので書面決議の手続は行われません。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。前記の議決権による賛成を得られなかった場合は書面決議の議案内容の変更をいたしません。

敬具

記

■対象コース

- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（米ドルコース）
- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（豪ドルコース）
- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）
- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）
- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（メキシコペソコース）
- アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（トルコリラコース）

■議案：投資信託約款の変更

上記各コースが投資しているルクセンブルク籍投資信託「ストラクチャー欧州ハイ・イールド・ボンド」について、欧州証券市場監督局（ESMA）の新規制に対応し、投資家の皆さまが各コースを引き続き購入できるようにするため、投資先の入替えを目的として所要の変更を行うものです。

■書面決議で議案が否決された場合

「ユーロコース」および「円コース」を除く各コースのうち否決されたコースの場合は、約款の変更を行わず運用は継続いたします。ただし、欧州証券市場監督局（ESMA）の新規制に対応していないため、各コースが現在投資している外国投資信託のシェアクラスへの追加投資が禁止されることから、新たに各コースが外国投資信託を買い付けることはできなくなり

ます。したがって、各コースの申込期限である平成 30 年 7 月 6 日をもちまして、新規購入のお申込受付ができなくなりますが、分配金の自動再投資は、引き続きご利用いただけます。ただし、再投資分に関しては、外国投資信託への投資はできなくなります。再投資による買付分は現金等で投資信託財産中に保有されますので、外国投資信託への投資比率が下がり、運用の効率性が低下する場合があります。

■書面決議の手続きおよび日程

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| ①議決権行使期間   | 平成 30 年 4 月 9 日～平成 30 年 5 月 10 日 |
| ②書面決議の日    | 平成 30 年 5 月 11 日                 |
| ③信託約款変更予定日 | 平成 30 年 5 月 30 日                 |

■書面決議の結果のお知らせ

平成 30 年 5 月 11 日の書面決議の結果を、同日、弊社ホームページにてお知らせいたします。  
弊社ホームページアドレス <http://www.amundi.co.jp>

■留意事項

平成 30 年 4 月 9 日現在の受益者の方で、本議案にかかる議決権行使書面が郵送されてこない場合は、購入された販売会社の本支店等にご連絡ください。

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン  
電話 0120-202-900 (フリーダイヤル) (委託会社の営業日の 9:00～17:00)

**ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。**

以上